



平成 19 年 7 月 19 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号

株式会社 B B H

(URL <http://www.bbank.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 田原 弘之

(コード番号:3719)

問合せ先 執行役員管理本部長 杉原 均

電話番号:03-3348-8380

第三者割当による第3回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 7 月 19 日開催の取締役会において、第3回新株予約権の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、各取締役に対する割当についての取締役会決議には、各取締役は会社法第 369 条第 2 項に該当する特別の利害関係を有するため議決に加わっておりません。

記

1. 新株予約権の発行要項

【新株予約権の内容等】

(1)	新株予約権の名称及び数	株式会社BBH第3回新株予約権 320個
(2)	目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 1,600,000株(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という)は5,000株とする。) 但し、下記第(1)号ないし第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 (1)当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 (2)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

		(3)割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号②ただし書に示される株式分割の場合、その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
(3)	発行価格	<p>1 新株予約権の発行価格 ブラックショールズモデルを用いて算定した結果に基づき、本新株予約権1個の当初の発行価格は79,550円とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、当初253.91円とする。但し、別記「目的となる株式の種類及び数」欄第(1)号ないし第(3)号および別記「行使価額」欄第3項によって調整が行われることがある。</p> <p>3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は会社計算規則第40条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(4)	割当日	平成19年8月3日
(5)	払込期日	平成19年8月3日
(6)	新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、またはこれに代えて当社の有する普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は当初238円とする。</p> <p>3 行使価額の調整 (1)当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p>

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

		<p>① 本項第(3)号②に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))の翌日以降、又は、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 株式分割により普通株式を発行する場合。</p> <p>調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。</p> <p>なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとし、株券の交付については別記(注)3の規定を準用する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整を行わない。</p> <p>③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当該普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。</p> <p>調整後の行使価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債のすべてが当初の転換価額で転換され、または当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>(3)① 行使価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号②ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。))とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p>
--	--	--

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

		<p>③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号ないし第(4)号により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②ただし書に示される株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法による
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金406,256,000円
	新株予約権の行使期間	平成19年8月6日から平成21年8月3日までとする。但し、行使期間の終了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
	新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 行使請求の受付場所 株式会社BBH 管理本部</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 払込取扱場所 株式会社りそな銀行 池袋支店</p>
	新株予約権の行使の条件	<p>1 本新株予約権の行使は1新株予約権単位(新株予約権1個)で行うものとし、各新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2 権利者が1個または複数の新株予約権を行使した場合には、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分については割り当てられないものとする。</p>

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

自己新株予約権の取得の事由及び行使の条件	<p>1 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併及び株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合には、当該効力発生日以前に残存する本新株予約権の全部を、新株予約権1個につきその払込金額と同額を対価として支払うことにより、取得することができるものとする。</p> <p>2 当社は、取締役会が本新株予約権を取得することを決議した場合は、割当先の承諾を得ることを条件に、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに通知又は、公告をしたうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権1個につきその払込金額と同額を対価として支払うことにより、取得することができるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「目的となる株式の種類及び数」欄に準じて決定します。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「行使価額」欄で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とします。</p> <p>(5) 新株予約権の権利行使期間 前記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使期間の末日までとします。</p> <p>(6) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。</p>

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

		<p>(7) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定します。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由 前記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定します。</p>
--	--	--

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- ① 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書(以下「行使請求書」という。)に、必要事項を記入し、記名捺印のうえ、行使請求受付場所に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。
- ② 前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額を現金にて払込取扱場所として当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。
- ③ 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

2 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に到着し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。

3 新株予約権の行使後第1回目の配当

行使請求により交付された当社の普通株式の配当については、行使請求が1月1日から6月30日までになされたときは1月1日に、7月1日から12月31日になされたときは7月1日に、それぞれ新株の発行がなされたものとみなしてこれを支払うものとする。

4 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。

5 本新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求のあるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

2. 新株予約権を発行する目的

当社は、平成19年7月2日をもって、純粋持株会社への移行が完了し、また、昨年から本年7月2日にかけて、子会社の整理・統合を行い、「原点回帰」をキーワードに、コンサルティング事業への経営資源の集中を行っております。この政策により経営判断の迅速化、管理コストの削減、経営資源の効率的な運用などが可能となり、経営基盤の強化・今後の業績向上に資するものと考えております。

このような事業の再構築をより迅速に、かつ確実に達成し、企業価値のさらなる向上の為、当社グループの役員、従業員に対し、新株予約権を発行することを決議いたしました。これにより、当社グループの役員、従業員が業績及び経営に対する参加意識や士気を一層高め、当社グループの企業価値の向上を図ることを狙いとしております。割当先は当社グループの企業価値向上に対し、中心的役割を担う役員、従業員を選定し、本人の意思を確認して決定しております。

当該新株予約権は、上記のとおり、企業価値の向上を当社グループの役員、従業員に課するものであり、当社といたしましては、その目的を明確化するため行使価額についてはディスカウントはせず、当社の株式の客観的な価値としては直近の市場価値を参照することとして行使価格を前日の株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格216円に10%のプレミアムを付加し(1円未満切上げ)、238円といたしました。当社グループといたしましては、業績回復による復配の実現と企業価値の向上を目指し、当社グループの役員、従業員一丸となって鋭意努力していく所存であります。

また、新株予約権の行使に伴い自己資本が充実すること、並びに行使価格は、株価の変動にともなって修正されず、一定の事由により調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による希薄化の割合は発行時に確定します。このようなことから、新株予約権の発行は、既存の株主様への影響を限定的とするものであります。

3. 調達する資金の額及び用途

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

406,256,000円(差引手取概算額:405,256,000円)

(2) 調達する資金の具体的な用途

当該新株予約権の発行は、上記のとおり企業価値の向上を当社グループの役員、従業員に課することを目的としております。新株予約権がいつ行使されるかは未確定であります。行使された資金につきましては、手元資金として留保し、必要に応じて負債項目の圧縮、子会社への貸付金、運営資金及び新規事業の立上等の企業価値の向上のための資金として、機動的に使用する予定であります。

(3) 調達する資金の支出予定時期

新株予約権はいつ行使されるかは未確定であり、その支出予定時期も未確定であります。

(4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

本新株予約権は行使期間を2年間としております。この比較的短期間にどの程度行使がなされるかは未確定であり、また、企業価値の向上を当社グループの役員、従業員に課することを目的としておりますため、当社の経営課題の解決のため機動的に使用することは合理的であると考えております。

(5) 新株予約権発行日程(予定)

平成19年7月19日(木) 取締役会決議

平成19年7月19日(木) 有価証券届出書提出(関東財務局)

平成19年7月27日(金) 有価証券届出書効力発生(予定)

平成19年7月27日～ 申込期間(予定)

平成19年8月3日(金)

平成19年8月3日(金) 割当日(予定)

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

4.最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンス等の状況等

(1)最近3年間の業績(連結)(単位:千円)

	第 41 期	第 42 期	第 43 期
事業年度の末日	平成 16 年 12 月	平成 17 年 12 月	平成 18 年 12 月
売上高	2,187,149	9,183,601	9,712,995
営業利益	511,728	2,973,903	4,040,964
経常利益	57,621	1,216,066	1,912,538
当期純利益	18,603	13,699	5,063
1株当たり当期純利益(円)	7.96	5.91	1.04
1株当たり配当額(円)	10	10	—
1株当たり純資産	440.00	583.71	264.98

(注) 1.第 43 期につきましては、配当を無配としたために1株当たり配当額は記載しておりません。

(2)現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	4,932,000 株	100.00%
現時点の転換価格(行使価格)における潜在株式数	971,100 株	19.69%

※本日発表しております、「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の条件変更、並びに第1回新株予約権の一部消滅に関するお知らせ」のとおり、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債に関する潜在株式 508,700 株及び第1回新株予約権の一部 480,400 株を控除しております。

(3)今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第3回新株予約権

払込期日	平成 19 年 8 月 3 日
調達資金の額	406,256,000
現時点における発行済株式数	4,932,000 株
現在における潜在株式数	1,600,000 株

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

1. 第三者割当増資

払込期日	平成 17 年 12 月 26 日
調達資金の額	499,865,000 円(発行価格:3,890 円)
募集時における発行済株式数	2,337,500 株
当初の資金使途	当社は公認会計士を中心とした財務・会計・人事のエキスパートによるコンサルティング事業により 2003 年 9 月に株式公開を果たしました。その特性を活かし、2004 年 12 月期からは、コンサルティングラインアップの拡充・事業再生コンサルティングの提供を主たる目的として子会社の新規設立またはM&Aによる取得を実施し、グループ形成に注力して参りました。今後も会計の知識・ノウハウを背景としてシナジーを発揮できる案件に対して慎重かつ戦略的なM&A等により、グループの拡大・充実を図り、企業価値・株主価値の向上に努める所存であります。本件増資による調達資金は新株発行価額の総額 499 百万円から発行諸費用の概算額 1 百万円を差し引いた残額であり、主としてそれらのグループ形成の資金として機動的に使用する予定であります
支出予定時期	—
現時点における充当状況	当社子会社であります株式会社 B.B. インベストメント(平成 18 年 12 月 15 日において株式会社 B.B.インキュベーションと合併し、株式会社ビジネスバンクパートナーズに商号変更しております)の設立のための出資金及び貸付金に一部使用しております。また当社のグループ形成には従来、借入金を源泉に行っており、その返済資金として使用いたしました。

2. 第 1 回新株予約権

発行日	平成 18 年 4 月 10 日
調達資金の額	0 円
募集時点における発行済株式数	2,466,000 株
募集時点における潜在株式数	当初行使価格(4,988 円)における潜在株式数:250,000 株
現時点における転換状況(行使状況)	行使新株予約権数(行使済株式数):0 株 (残高 0 円、転換価格(行使価格)2,494 円)
当初の資金使途	当社グループの役員及び従業員に対しては、業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を一層高めることを狙いとして、また、顧問契約等に基づき当社に助言をする者(以下、「顧問等」という。)に対しては、当社に対する参加意識を一層高めることより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを狙いとして、当社の役員、従業員及び顧問等に対し、新株予約権を発行するものであります。
支出予定時期	—
現時点における充当状況	当該新株予約権は未行使の状態であります。

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

3. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

払込期日	平成 18 年 7 月 26 日
調達資金の額	600,000,000 円
募集時における発行済株式数	2,466,000 株
募集時点における潜在株式数	当初転換価格(1,215 円)における潜在株式数:493,800 株
現時点における転換状況(行使状況)	転換株式数(行使済株式数):0 株 (残高 600,000,000 円、転換価格(行使価格)1179.3 円)
当初の資金使途	本件無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金は、コーポレート・アドバイザー・サービスの新たな顧客への出資資金に充当し、一部は J-SOX 対応コンサルティング等の人員増等に対応するための運転資金に充当する予定です。
支出予定時期	—
現時点における充当状況	一部を当社の J-SOX 対応コンサルティング等にかかる運転資金に予定通り充当し、残額は新規顧客への出資資金及び運転資金として留保しております。

4. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

払込期日	平成 18 年 11 月 13 日
調達資金の額	500,000,000 円
募集時点における発行済株式数	2,466,000 株
募集時点における潜在株式数	当初転換価格(765 円)における潜在株式数:653,500 株
現時点における転換状況(行使状況)	転換株式数(行使済株式数):0 株 (残高 500,000,000 円、転換価格(行使価格)765 円)
当初の資金使途	当社は、かかるコーポレートアドバイザーサービスの確立と一層の拡充を図るため、本件第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行による調達資金を、新たな顧客への出資資金に充当する予定です。
支出予定時期	—
現時点における充当状況	当初の資金調達目的に供え、手元資金として留保しております。

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

5. 第2回新株予約権

払込期日	平成18年11月13日
調達資金の額	10,239,000円
募集時点における発行済株式数	2,466,000株
募集時点における潜在株式数	当初行使価格(935円)における潜在株式数:300,000株
現時点における転換状況(行使状況)	行使新株予約権数(行使済株式数):0株 (残高 10,239,000円、転換価格(行使価格)935円)
当初の資金使途	当社は、かかるコーポレートアドバイザーサービスの確立と一層の拡充を図るため、本件第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行による調達資金を、新たな顧客への出資資金に充当する予定です。
支出予定時期	—
現時点における充当状況	当該新株予約権は未行使の状態であり、その発行価格は手元資金として留保しております。

(5)最近の株価の状況

平成16年12月期末 (平成16年12月30日終値)	1,216円
平成17年12月期末 (平成17年12月30日終値)	4,850円
平成18年12月期末 (平成18年12月29日終値)	644円
直近3ヶ月の終値平均 (平成19年4月19日～平成19年7月18日)	316円

(注) 1. 平成19年12月期の株価については、平成19年7月18日現在で表示しています。

2. 平成18年7月1日において株式分割(1株につき2株)を実施しております。

5. 募集後の大株主及び持分比率

	募集前(平成18年12月31日現在)		募集後(潜在株式反映後)	
大島一成	1,752,000	35.52%	1,752,000	26.82%
田原弘之	3,000	0.06%	1,255,000	19.21%
武田大	—	0.00%	265,000	4.06%
エヌ・エス・アール株式会社	142,800	2.90%	142,800	2.19%
寺島順子	139,500	2.83%	139,500	2.14%
株式会社ニナファームジャパン	137,600	2.79%	137,600	2.11%
日本証券金融株式会社	96,800	1.96%	96,800	1.48%
三菱UFJキャピタル株式会社	78,600	1.59%	78,600	1.20%
豊田一雄	78,000	1.58%	78,000	1.19%
株式会社サンテパール	76,800	1.56%	76,800	1.18%

※本新株予約権の割当先である田原弘之につきましては、当該新株予約権が実行された場合は主要株主の異動に当たる可能性があるため、実行され主要株主の異動に該当する場合には速やかにお知らせいたします。

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

6. 業績への影響の見通し

本新株予約権の発行は資金調達を主たる目的としておらず、当期における業績への影響はありません。

7. 発行条件の合理性

(1) 発行価格の算定根拠

当社は、本新株予約権の諸条件、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)等を考慮し、ブラックショールズモデルを用いて算定した結果に基づき、本新株予約権1個の当初の発行価格は79,550円といたしました。

また、本新株予約権1株あたりの行使価格につきましては、発行決議前日の株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格216円に10%のプレミアムを付加し(1円未満切上げ)、238円といたしました。

なお、第三者の専門機関により、当社の新株予約権の公正な評価単価を算定していただいております。また、行使価格に関しまして市場取引価格を基礎としておりますが、市場取引価格は公正な市場で判断された適正な株式価値を示すと認識しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の発行済株式総数は、4,932,000株であり、本日の「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の条件変更、並びに第1回新株予約権の一部消滅に関するお知らせ」にてお知らせしております内容と本新株予約権を考慮した後の潜在株式数は2,571,100株であります。しかしながら、当該潜在株式は行使価格・転換価格が765円から2,494円であること、また、一部は行使期間が本年末までとなっており、そのような状況からすると行使・転換の可能性が低いと判断しております。よって、これらを除く潜在株式数は1,600,000株(発行済株式数に対する割合は32%)となります。今回の新株予約権の割当先は、当社グループの役員、従業員に対する割当であり長期・安定的であると同時に、業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図るためであり、その実現により希薄化の効果は減少するため、当該潜在株式数は許容の範囲であると判断しております。また、割当予定先が当社役員、従業員であることにより顕在化後の売却等に関して慎重な判断が必要となるため、市場への影響が少ないことが予想されることも合理的と判断する要因であります。

8. 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		田原 弘之	
割当新株予約権数		239 個	
払込金額		19,012,450 円	
割当予定先の内容	住所	東京都目黒区	
	代表者の氏名	該当事項はありません。	
	職業	当社代表取締役社長	
当社との関係	出資関係	普通株式 3,000 株を保有	
	取引関係等	営業取引	該当事項はありません。
		営業取引以外の取引	該当事項はありません。
	人事関係	当社代表取締役社長	

(注) 上記、割当予定先の内容及び割当予定先との関係等の欄は、平成19年7月19日現在におけるものであります。なお、当社代表取締役 田原弘之に対する割当についての取締役会決議には、田原弘之は会社法第369条第2項に該当する特別の利害関係を有するため議決に加わっておりません。

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

割当予定先の氏名又は名称		武田 大	
割当新株予約権数		53 個	
払込金額		4,216,150 円	
割当予定先の内容	住所	東京都港区	
	代表者の氏名	該当事項はありません。	
	職業	当社取締役	
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	取引関係等	営業取引	該当事項はありません。
		営業取引以外の取引	該当事項はありません。
		人事関係	当社取締役

(注)上記、割当予定先の内容及び割当予定先との関係等の欄は、平成19年7月19日現在におけるものであります。なお、当社取締役 武田 大に対する割当についての取締役会決議には、武田 大は会社法第369条第2項に該当する特別の利害関係を有するため議決に加わっておりません。

割当予定先の氏名又は名称		芦田 亮介	
割当新株予約権数		10 個	
払込金額		795,500 円	
割当予定先の内容	住所	東京都中野区	
	代表者の氏名	該当事項はありません。	
	職業	当社取締役	
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	取引関係等	営業取引	該当事項はありません。
		営業取引以外の取引	該当事項はありません。
		人事関係	当社取締役

(注)上記、割当予定先の内容及び割当予定先との関係等の欄は、平成19年7月19日現在におけるものであります。なお、当社取締役 芦田 亮介に対する割当についての取締役会決議には、芦田 亮介は会社法第369条第2項に該当する特別の利害関係を有するため議決に加わっておりません。

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

割当予定先の氏名又は名称		藤田 亨	
割当新株予約権数		5個	
払込金額		397,750 円	
割当予定先の内容	住所	東京都新宿区	
	代表者の氏名	該当事項はありません。	
	職業	当社代表取締役副社長	
当社との関係	出資関係	普通株式 14,000 株を保有	
	取引関係等	営業取引	該当事項はありません。
		営業取引以外の取引	該当事項はありません。
		人事関係	当社代表取締役副社長

(注) 上記、割当予定先の内容及び割当予定先との関係等の欄は、平成 19 年 7 月 19 日現在におけるものです。なお、当社代表取締役副社長 藤田 亨に対する割当についての取締役会決議には、藤田 亨は会社法第 369 条第 2 項に該当する特別の利害関係を有するため議決に加わっておりません。

割当予定先の氏名又は名称		根岸 秀明	
割当新株予約権数		4個	
払込金額		318,200 円	
割当予定先の内容	住所	東京都大田区	
	代表者の氏名	該当事項はありません。	
	職業	当社子会社の取締役	
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	取引関係等	営業取引	該当事項はありません。
		営業取引以外の取引	該当事項はありません。
		人事関係	当社子会社の取締役

(注) 上記、割当予定先の内容及び割当予定先との関係等の欄は、平成 19 年 7 月 19 日現在におけるものです。

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

割当予定先の氏名又は名称		杉原 均	
割当新株予約権数		2個	
払込金額		159,100 円	
割当予定先の内容	住所	東京都小平市	
	代表者の氏名	該当事項はありません。	
	職業	当社執行役員	
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	取引関係等	営業取引	該当事項はありません。
		営業取引以外の取引	該当事項はありません。
		人事関係	当社執行役員

(注) 上記、割当予定先の内容及び割当予定先との関係等の欄は、平成 19 年 7 月 19 日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		宮嶋 徹	
割当新株予約権数		2個	
払込金額		159,100 円	
割当予定先の内容	住所	神奈川県横浜市	
	代表者の氏名	該当事項はありません。	
	職業	当社子会社の執行役員	
当社との関係	出資関係	普通株式 1,400 株を保有	
	取引関係等	営業取引	該当事項はありません。
		営業取引以外の取引	該当事項はありません。
		人事関係	当社子会社の執行役員

(注) 上記、割当予定先の内容及び割当予定先との関係等の欄は、平成 19 年 7 月 19 日現在におけるものであります。

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

割当予定先の氏名又は名称		堀内 卓	
割当新株予約権数		2個	
払込金額		159,100 円	
割当予定先の内容	住所	神奈川県川崎市	
	代表者の氏名	該当事項はありません。	
	職業	当社子会社の執行役員	
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	取引関係等	営業取引	該当事項はありません。
		営業取引以外の取引	該当事項はありません。
		人事関係	当社子会社の執行役員

(注) 上記、割当予定先の内容及び割当予定先との関係等の欄は、平成 19 年 7 月 19 日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		横須賀 亮介	
割当新株予約権数		1個	
払込金額		79,550 円	
割当予定先の内容	住所	東京都狛江市	
	代表者の氏名	該当事項はありません。	
	職業	当社子会社の取締役	
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	取引関係等	営業取引	該当事項はありません。
		営業取引以外の取引	該当事項はありません。
		人事関係	当社子会社の取締役

(注) 上記、割当予定先の内容及び割当予定先との関係等の欄は、平成 19 年 7 月 19 日現在におけるものであります。

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

割当予定先の氏名又は名称		江口 航	
割当新株予約権数		1個	
払込金額		79,550 円	
割当予定先の内容	住所	東京都三鷹市	
	代表者の氏名	該当事項はありません。	
	職業	当社従業員	
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	取引関係等	営業取引	該当事項はありません。
		営業取引以外の取引	該当事項はありません。
		人事関係	当社従業員

(注) 上記、割当予定先の内容及び割当予定先との関係等の欄は、平成 19 年 7 月 19 日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		風戸 惇	
割当新株予約権数		1個	
払込金額		79,550 円	
割当予定先の内容	住所	神奈川県川崎市	
	代表者の氏名	該当事項はありません。	
	職業	当社従業員	
当社との関係	出資関係	普通株式 6,000 株を保有	
	取引関係等	営業取引	該当事項はありません。
		営業取引以外の取引	該当事項はありません。
		人事関係	当社従業員

(注) 上記、割当予定先の内容及び割当予定先との関係等の欄は、平成 19 年 7 月 19 日現在におけるものであります。

(2) 割当先を選定した理由

当社グループの役員、従業員が業績及び経営に対する参加意識や士気を一層高め、当社グループの企業価値の向上を図ることを狙いとしております。当社代表取締役社長を筆頭に当社取締役は、当社グループ全ての業績・企業価値の向上に対し責任を負うものであり、当社従業員も同様に当社グループ全ての業績・企業価値の向上に対し重要な業務を負担するものであると考えております。また当社子会社の役員・執行役員につきましても、当社グループの主力事業であるコンサルティング事業の業績に責任を負うものであると考えております。以上のように割当先は当社グループの企業価値向上に対し、中心的役割を担う役員、従業員を選定し、本人の意思を確認して決定しております。

(3) 本新株予約権の保有に関する事項

本新株予約権については譲渡が当社取締役会の承認を要するものであるため、また行使後の株式の保有に関し

この文書は、当社が新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為を目的として作成されたものではありません。

ましても割当先が当社グループの役員、従業員であることから、保有義務を設定しておりませんが、長期的、安定的であると考えております。

(4) 決議の方法

本新株予約権の割当を受ける取締役は特別の利害関係を有することとなりますが、当社と割当を受ける取締役との関係は、それぞれ別個独立のものであります。当該取締役会決議において、各取締役は自身が特別の利害関係を有する個別の決議には加わらない方法をとっております。

以上